

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

- 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 三三
- 計量器の定期検査を実施する件 三三
- 家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件の一部を改正する件 三三
- 県営土地改良事業計画を変更した件 三五
- 道路の区域を変更する件二件 三五
- 道路の供用を開始する件二件 三六

告 示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境の保全上の支障の除去等の措置を公告する件六件 三三
- 福島県商業まちづくりの推進に関する条例第九条第一項の規定により特定小売商業施設について届出があつた件 三三
- 砂利採取業務主任者試験を実施する件 三三
- 都市計画法により公聴会を開催する件 三三
- 福島県警察本部 三三
- 落札者を決定した件 三三

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月十日

福島県規則第六十八号

福島県知事 内堀雅雄

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二ふくしま未来農業協同組合の項中「茂庭支店」及び「山木屋支店」を削る。

附 則

この規則は、令和三年八月十六日から施行する。

（出納総務課）

告 示

福島県告示第五百七十一号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和三年八月十日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

福島県知事 内堀雅雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
田村市	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	九月一四日 午後一時三〇分から 午後四時まで	田村市瀬川出張所
		九月一五日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	田村市大越行政局
		九月一五日 午後二時から 午後四時まで	田村市滝根行政局
		九月一六日 午前九時三〇分から 午前一一時まで	田村市都路行政局
		九月一六日	田村市文化の館

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第70号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

右に掲げる市町	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	午後一時三〇分から午後四時まで	ときわ
同 郡小野町		九月三〇日 午前九時三〇分から 午後二時三〇分まで	小野町多目的研修集会施設
田村郡三春町		九月二九日 午前九時三〇分から 午後一時まで 午後四時まで	三春町民体育館
田村市		九月二八日 午前一〇時三〇分から 午後一時まで 午後四時まで	田村市文化センター
双葉郡広野町		九月一七日 午前一〇時三〇分から 午後二時まで	広野町中央体育館

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
田村市、田村郡三春町、同郡小野町及び双葉郡広野町	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月一日から一二月二〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第五百七十二号

家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件（令和三年福島県告示第二百五十七号）の一部を次のように改正し、令和三年八月二日から適用する。

令和三年八月十日

福島県知事 内堀雅雄

五を次のように改める。

五 検査の方法

- 1 ブルセラ症
- 2 急速凝集反応法又はエライザ法

2 結核

ツベルクリン検査

（畜産課）

福島県告示第五百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、右田・海老地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和三年八月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

- 二 縦覧の期間

令和三年八月十一日から
月三十日まで（二十日間）

三 縦覧の場所

同 南相馬市役所

同 南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第五百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和三年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和三年八月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道小野 富岡線	双葉郡川内村大字下川 内字上滝一三番二地 先から 同 郡富岡町大字上手 岡字片倉一〇五番地先 まで	変更前 A 五・五〇 六七・〇 変更後 A 五・五〇 六七・〇 B 二〇・九〇 八一・七	三、五六六・〇 三、五六六・〇 三、五六六・〇 三、〇四四・〇	

(道路計画課)

福島県告示第五百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和三年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和三年八月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道豊間 四倉線	いわき市平豊間字塩屋 町一番三地从り 同 市平薄磯字宿崎 三三番七地先まで	変更前 A 一〇・三〇 四六・二 七〇・〇 変更後 A 一〇・三〇 四六・二 七〇・〇 B 二二・五〇 八二二・〇	九二八・〇 九二八・〇 九二八・〇 八二二・〇	

福島県告示第五百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和三年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和三年八月十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道豊間四倉線	いわき市平豊間字塩屋町一番三地从り 先から 同 市平薄磯字宿崎三三番七地 先まで	令和三年八月一日

(道路計画課)

福島県告示第五百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和三年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和三年八月十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道赤柴中島線	相馬郡新地町杉目字清水二二四番 二地先から 同 郡同 町谷地小屋字背中振二 一番一〇地先まで	令和三年八月一日

(道路計画課)

公 告

公告第五百五十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十九条の五第一項各号に掲げる者（以下「処分者等」という。）を確知することができないので、法第十九条の八第一項後段の規定により、次のとおり公告する。
令和三年八月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 講ずべき措置の内容

西白河郡西郷村大字小田倉字赤面山国有林一〇二〇林班イ小班において処分された廃プラスチック類を、法第十二条の二第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処理基準に従い二に掲げる期限までに撤去し、法に従い適正に処理すること。

二 措置の履行期限

令和三年八月二十日

三 知事による措置

処分者等が一に掲げる措置を二に掲げる期限までに講じないときは、知事が当該物件に必要な措置を講じた上、当該物件を保管し、処分者等から当該措置及び保管に要した費用を徴収する。

四 問合せ先

福島県生活環境部環境保全総室産業廃棄物課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七二五九）
（産業廃棄物課）

公告第百五十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十九条の五第一項各号に掲げる者（以下「処分者等」という。）を確知することができないので、法第十九条の八第一項後段の規定により、次のとおり公告する。
令和三年八月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 講ずべき措置の内容

東白川郡棚倉町大字戸中字那須道七十五番一及び七十五番三において処分された廃プラスチック類を、法第十二条の二第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処理基準に従い二に掲げる期限までに撤去し、法に従い適正に処理すること。

二 措置の履行期限

令和三年八月二十日

三 知事による措置

処分者等が一に掲げる措置を二に掲げる期限までに講じないときは、知事が当該物件に必要な措置を講じた上、当該物件を保管し、処分者等から当該措置及び保管に要した費用を徴収する。

四 問合せ先

福島県生活環境部環境保全総室産業廃棄物課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七二五九）

公告第百五十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十九条の五第一項各号に掲げる者（以下「処分者等」という。）を確知することができないので、法第十九条の八第一項後段の規定により、次のとおり公告する。
令和三年八月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 講ずべき措置の内容

石川郡石川町大字南山形字迎ノ作百七十四番一、百七十四番四、百八十一番一、百八十一番二、百九十一番九及び百九十三番二において処分された廃プラスチック類であつて、投棄現場から撤去し、同町字白石百三番一、百三番二及び百五番四に保管されているものを、法第十二条の二第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処理基準に従い二に掲げる期限までに撤去し、法に従い適正に処理すること。

二 措置の履行期限

令和三年八月二十日

三 知事による措置

処分者等が一に掲げる措置を二に掲げる期限までに講じないときは、知事が当該物件に必要な措置を講じた上、当該物件を保管し、処分者等から当該措置及び保管に要した費用を徴収する。

四 問合せ先

福島県生活環境部環境保全総室産業廃棄物課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七二五九）
（産業廃棄物課）

公告第百五十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十九条の五第一項各号に掲げる者（以下「処分者等」という。）を確知することができないので、法第十九条の八第一項後段の規定により、次のとおり公告する。
令和三年八月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 講ずべき措置の内容

西白河郡西郷村大字羽太字エラ沢十六番、十七番一及び三十番一において処分された廃プラスチック類を、法第十二条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理基準に従い二に掲げる期限までに撤去し、法に従い適正に処理すること。

二 措置の履行期限

令和三年八月二十日

三 知事による措置

処分者等が一に掲げる措置を二に掲げる期限までに講じないときは、知事が当該物件に必要な措置を講じた上、当該物件を保管し、処分者等から当該措置及び保管に要した費用を徴収する。

件に必要な措置を講じた上、当該物件を保管し、処分者等から当該措置及び保管に要した費用を徴収する。

四 問合せ先

福島県生活環境部環境保全総室産業廃棄物課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一―七二五九）

（産業廃棄物課）

公告第百五十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十九条の五第一項各号に掲げる者（以下「処分者等」という。）を確知することができないので、法第十九条の八第一項後段の規定により、次のとおり公告する。

令和三年八月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 講ずべき措置の内容

西白河郡西郷村大字小田倉字谷津田二十四番及び二十五番において処分された廃プラスチック類を、法第十二条の二第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処理基準に従い二に掲げる期限までに撤去し、法に従い適正に処理すること。

二 措置の履行期限

令和三年八月二十日

三 知事による措置

処分者等が一に掲げる措置を二に掲げる期限までに講じないときは、知事が当該物件に必要な措置を講じた上、当該物件を保管し、処分者等から当該措置及び保管に要した費用を徴収する。

四 問合せ先

福島県生活環境部環境保全総室産業廃棄物課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一―七二五九）

（産業廃棄物課）

公告第百五十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十九条の五第一項各号に掲げる者（以下「処分者等」という。）を確知することができないので、法第十九条の八第一項後段の規定により、次のとおり公告する。

令和三年八月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 講ずべき措置の内容

西白河郡西郷村大字真船字村火一番三及び六番四において処分された廃プラスチック類を、法第十二条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理基準に従い二に掲げる期限までに撤去し、法に従い適正に処理すること。

二 措置の履行期限

令和三年八月二十日

三 知事による措置

処分者等が一に掲げる措置を二に掲げる期限までに講じないときは、知事が当該物件に必要な措置を講じた上、当該物件を保管し、処分者等から当該措置及び保管に要した費用を徴収する。

四 問合せ先

福島県生活環境部環境保全総室産業廃棄物課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一―七二五九）

（産業廃棄物課）

公告第百五十七号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成十七年福島県条例第百二十号）第九条第一項の規定により、特定小売商業施設の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書面を令和三年八月十日から同年十一月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年八月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 特定小売商業施設を設置する者

名称 イオンモール株式会社

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

代表者の氏名 代表取締役社長 岩村 康次

二 特定小売商業施設の名称

（仮称）イオンモール北福島

三 特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地の面積

1 所在地

伊達市堂ノ内地区一街区二三二画地ほか二百八十九筆（伊達市堂ノ内土地区画整理事業地内）

2 敷地面積 十七万六千九百九十九平方メートル

四 特定小売商業施設の新設の予定地の開発行為の着手年月日

令和四年五月一日

五 特定小売商業施設の新築、小売商業施設の増築若しくは改築又は小売商業施設への用途の変更の着手年月日

（新築）令和四年九月一日

六 特定小売商業施設の新設の予定日

令和六年十二月一日

七 特定小売商業施設の店舗面積の合計及び延べ面積

1 店舗面積の合計 六万平方メートル

2 延べ面積 十一万平方メートル

- 八 特定小売商業施設の集客予定数及び集客予定区域
 - 1 集客予定数 一日当たり約五万七千人
 - 2 集客予定区域 新設予定地周辺二十キロメートル圏
- 九 届出年月日
 - 令和三年七月三十日

(商業まちづくり課)

公告第百五十八号

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和三年八月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 試験日時

令和三年十一月十二日(金) 午前十時から正午まで

二 試験場所

キョウワグループ・テルサホール(福島テルサ) 三階大会議室あぶくま(福島県福島市上町四番二十五号)

三 受験願書の提出期間

令和三年九月二十一日から同年十月十二日まで(郵送による場合は、同年十月十二日までの通信日付印のあるものを有効とする。)

四 受験手数料

受験手数料は、七千六百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼って納入すること(消印はしないこと)。

五 その他

受験願書等の用紙は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室及び福島県建設事務所(相馬港湾建設事務所、小名浜港湾建設事務所、県北流域下水道建設事務所及び県中流域下水道建設事務所を除く。以下同じ。)で配布し、受付は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室で行う。なお、詳細については、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室又は福島県建設事務所にお問い合わせすること。

(技術管理課建設産業室)

公告第百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、県北都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和三年八月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 公聴会の開催日時及び場所

日時 令和三年八月三十一日(火) 午後六時半から

場所 伊達郡国見町大字藤田字観月台十五 国見町観月台文化センター大研修室

- 二 公聴会の案件
 - 県北都市計画道路を変更する案
- 三 公述人の資格
 - 公述人になることができる者は、県北都市計画区域内の住民に限る。
- 四 公述人の申出
 - 公述人になろうとする者は、令和三年八月二十四日(火)までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村又は福島県県北建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。
- 五 その他
 - 1 福島県都市計画公聴会規則(昭和四十四年福島県規則第九十一号)第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。
 - 2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市計画課、福島県県北建設事務所又は福島市、伊達市、桑折町及び国見町の都市計画担当課において縦覧に供する。
 - 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市計画課、2の福島県建設事務所又は2の都市計画担当課にお問い合わせすること。

別記様式

公 述 申 出 書

令和3年8月10日付け福島県報に登載された「県北都市計画道路を変更する案」に
関し、次のとおり公述を申し上げます。

令和3年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

住 所

ふりがな

氏 名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本産業規格A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第76号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける文書管理システムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年8月10日

福島県警察本部長 和田 薫

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
文書管理システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日
令和3年6月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練堀町3番地
- 5 落札金額
45,975,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年4月23日

（会 計 課）